



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*55 建築士法施行細則の一部を改正する規則 (建築住宅課)..... 1

○ 公安委員会規則

*4 和歌山県金属くず業条例施行規則の一部を改正する規則 5

*5 法人登録及び駐車監視員資格者講習等に関する規則の一部を改正する規則 9

○ 告示

707 和歌山県立情報交流センター情報システム構築及び賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (情報政策課)..... 10

708 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課)..... 13

709 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課)..... 13

710 保安林の指定の解除 (森林整備課)..... 13

711 保安林の指定施業要件変更予定 (")..... 14

712 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 (")..... 14

713 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)..... 14

714 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 15

715 公有水面の埋立ての免許 (港湾空港振興課)..... 15

○ 公告

入札公告 (情報政策課)..... 18

都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)..... 21

規 則

和歌山県規則第55号

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年11月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和26年和歌山県規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(免許申請書等) 第3条 法第4条第2項又は第3項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、免許申請書(別記第1号様式)に、 <u>本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類を添え、知事に提出しなければならない。</u>	(免許申請書等) 第3条 法第4条第2項又は第3項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、免許申請書(別記第1号様式)に、 <u>戸籍謄本又は戸籍抄本及び法第7条第2号に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。)を添えて、知事に提出しなければならない。</u>

2・3 略

(再交付の申請)

第7条 略

2 略

3 二級建築士又は木造建築士は、第1項の規定により免許証の再交付を申請した後、失った免許証又は免許証明書を発見した場合には、発見した日から10日以内にこれを知事に返納しなければならない。

(免許取消しの申請及び免許証等の返納)

第8条 法第8条の2の規定による届出は、死亡等届出書(別記第5号様式)に、免許証又は免許証明書を添付して行うものとする。ただし、同条第1号又は第3号に該当する場合にあっては、免許証又は免許証明書を添付することを要しない。

2 二級建築士、木造建築士又はその法定代理人若しくは同居の親族は、法第8条の2(第3号に係る部分に限る。)の規定による届出をする場合においては、死亡等届出書に、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添え、これを知事に提出しなければならない。

3・4 略

5 二級建築士又は木造建築士が法第9条第1項(第1号及び第2号を除き、第3号にあっては法第8条の2第2号に掲げる場合に該当する場合に限る。)若しくは第2項又は法第10条第1項の規定により免許を取り消された場合においては、当該二級建築士又は木造建築士(法第9条第2項の規定により免許を取り消された場合においては、当該二級建築士、木造建築士又はその法定代理人若しくは同居の親族)は、取消しの通知を受けた日から10日以内に免許証又は免許証明書を知事に返納しなければならない。

(登録の抹消)

第9条 知事は、免許を取り消した場合又は前条第4項の届出があった場合においては、登録を抹消し、その名簿に抹消の事由及び年月日を記載する。

2 略

(指定登録機関への書類の交付)

第20条 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出又は報告書の提出を受けたときは、指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。

- (1) 法第5条の2、法第8条の2又は第8条第4項の規定による届出 当該届出に係る事項
- (2)・(3) 略

(免許の取消し等の処分の通知)

第21条 知事は、指定登録機関が二級建築士等登

2・3 略

(再交付の申請)

第7条 略

2 略

3 二級建築士又は木造建築士は、第1項の規定により免許証の再交付を申請した後、失った免許証又は免許証明証を発見した場合には、発見した日から10日以内にこれを知事に返納しなければならない。

(免許取消しの申請及び免許証等の返納)

第8条 法第8条の2の規定による届出は、死亡等届出書(別記第5号様式)に、免許証又は免許証明証を添付して行うものとする。ただし、同条第1号又は第2号に該当する場合にあっては、免許証又は免許証明証を添付することを要しない。

2・3 略

4 二級建築士又は木造建築士が法第9条第1項(第1号及び第2号を除き、第3号にあっては法第8条の2第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。)又は法第10条第1項の規定により免許を取り消された場合においては、取消しの通知を受けた日から10日以内に免許証又は免許証明書を知事に返納しなければならない。

(登録の抹消)

第9条 知事は、免許を取り消した場合又は前条第3項の届出があった場合においては、登録を抹消し、その名簿に抹消の事由及び年月日を記載する。

2 略

(指定登録機関への書類の交付)

第20条 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出又は報告書の提出を受けたときは、指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。

- (1) 法第5条の2、法第8条の2又は第8条第3項の規定による届出 当該届出に係る事項
- (2)・(3) 略

(免許の取り消し等の処分の通知)

第21条 知事は、指定登録機関が二級建築士等登

録事務を行う場合において、法第9条第1項若しくは第2項の規定により二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消したとき又は法第10条第1項の規定により二級建築士若しくは木造建築士に対し戒告し、若しくは1年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、若しくはその免許を取り消したときは、次に掲げる事項を指定登録機関に通知するものとする。

(1)～(3) 略

(規定の適用)

第44条 指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における第3条第1項、第4条、第6条から第7条まで、第8条第5項及び第9条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定登録機関」と、第3条第1項中「免許申請書(別記第1号様式)」とあるのは「免許申請書」と、第4条第1項中「二級建築士免許証(別記第2号様式)又は木造建築士免許証(別記第2号様式の2)」とあるのは「二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書」と、第6条第1項中「登録事項変更届(別記第3号様式)」とあるのは「登録事項変更届」と、第6条の2の見出し、同条第3項、第7条第2項及び第8条第5項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第6条の2第1項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第2項中「法第5条第3項の規定により免許証」とあるのは「法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第5条第3項の規定により免許証明書」と、「免許証書換え交付申請書(別記第3号様式の2)」とあるのは「免許証明書書換え交付申請書」と、第7条第1項中「免許証再交付申請書(別記第4号様式)」とあるのは「免許証明書再交付申請書」と、同条第3項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第9条第1項中「免許を取り消した場合又は前条第3項の届出があった場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場合又は第20条第1号の規定により第8条第4項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」とする。

2 略

録事務を行う場合において、法第9条第1項の規定により二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消したとき又は法第10条第1項の規定により二級建築士若しくは木造建築士に対し戒告し、若しくは1年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、若しくはその免許を取り消したときは、次に掲げる事項を指定登録機関に通知するものとする。

(1)～(3) 略

(規定の適用)

第44条 指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における第3条第1項、第4条、第6条から第7条まで、第8条第4項及び第9条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定登録機関」と、第3条第1項中「免許申請書(別記第1号様式)」とあるのは「免許申請書」と、第4条第1項中「二級建築士免許証(別記第2号様式)又は木造建築士免許証(別記第2号様式の2)」とあるのは「二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書」と、第6条第1項中「登録事項変更届(別記第3号様式)」とあるのは「登録事項変更届」と、第6条の2の見出し、同条第3項、第7条第2項及び第8条第4項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第6条の2第1項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第2項中「法第5条第3項の規定により免許証」とあるのは「法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第5条第3項の規定により免許証明書」と、「免許証書換え交付申請書(別記第3号様式の2)」とあるのは「免許証明書書換え交付申請書」と、第7条第1項中「免許証再交付申請書(別記第4号様式)」とあるのは「免許証明書再交付申請書」と、同条第3項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第9条第1項中「免許を取り消した場合又は前条第3項の届出があった場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場合又は第20条第1号の規定により第8条第3項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」とする。

2 略

別記第1号様式中「戸籍謄本(抄本)」を「本籍の記載のある住民票の写し」に、

「

1 後見開始又は保佐開始の審判(禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。)を受けていますか。	<input type="checkbox"/> いる	<input type="checkbox"/> いない
2 禁固以上の刑に処せられたことがありますか。	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> ない
あるときはその罪及び刑	-----	
あるときはその刑の執行を終わり、又は執行	年 月 日	

を受けることがなくなった日

3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し ある ない
 罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。
 あるときはその罪及び刑 _____
 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受ける _____年 月 日
 ことがなくなった日

4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規 ある ない
 定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許
 を取り消されたことがありますか。
 あるときは、その日 _____年 月 日

5 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処 ある ない
 分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第
 1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築
 士の免許を取り消されたことがありますか。
 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停
 止の期間 _____年 月 日から
 _____年 月 日まで

を

1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 ある ない
 あるときはその罪及び刑 _____
 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受ける _____年 月 日
 ことがなくなった日

2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し ある ない
 罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。
 あるときはその罪及び刑 _____
 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受ける _____年 月 日
 ことがなくなった日

3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規 ある ない
 定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許
 を取り消されたことがありますか。
 あるときは、その日 _____年 月 日

4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分 ある ない
 を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第1
 号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築
 士の免許を取り消されたことがありますか。
 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停
 止の期間 _____年 月 日から
 _____年 月 日まで

5 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の はい いいえ
 業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思
 疎通を適切に行うことができない状態ですか。

に改める。

別記第5号様式中

1 死亡	2 後見開始又は保 佐開始の審判	3 建築士法第7条第3 号又は第4号に該当
---------	------------------------	-----------------------------

を

1	2	3
---	---	---

死亡	建築士法第7条第2号又は第3号に該当	建築士法施行規則第5条の2に該当	に、
----	--------------------	------------------	----

1 相続人	2 後見人又は 保佐人	3 本人	を
----------	-------------------	---------	---

1 相続人	2 本人	3 (1)本人 (2)法定代理人 (3)同居の親族	に改める。
----------	---------	------------------------------------	-------

別記第5号様式の3中「第8条第3項」を「第8条第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和元年12月1日から施行する。ただし、第7条第3項及び第8条第1項の改正規定（「免許証明証」を「免許証明書」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の際、この規則による改正前の建築士法施行細則の規定により現に行われている申請その他の手続に係る規定の適用については、この規則による改正後の建築士法施行細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第4号

和歌山県金属くず業条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年11月26日

和歌山県公安委員会委員長 中野幸生

和歌山県金属くず業条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県金属くず業条例施行規則（昭和32年和歌山県公安委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可の申請)</p> <p>第3条 条例第3条第1項の規定により金属くず商の許可を受けようとする者は、別記様式第1号による金属くず商許可申請書（正副2通）に、次に掲げる書類を添えて公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者が個人である場合には、次に掲げる書類</p> <p>ア 住民票（本籍（外国人にあっては、国籍等（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等をいう。以下同じ。））を記載したものに限る。）の写し</p> <p>イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得な</p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第3条 条例第3条第1項の規定により金属くず商の許可を受けようとする者は、別記様式第1号による金属くず商許可申請書（正副2通）に、次に掲げる書類を添えて公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 住民票（本籍（外国人にあっては、国籍等（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等をいう。以下同じ。））を記載したものに限る。）の写し</p>

- い者に該当しない旨の市町村(特別区を含む。)の長の証明書
- ウ 未成年者(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。)にあつては金属くず商となることに関し、法定代理人から許可を受けていることを証する同意書等の書類
- エ 条例第4条第1号から第8号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (2) 申請者が法人である場合には、次に掲げる書類
 - ア 登記事項証明書(商業登記法(昭和38年法律第125号)第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。)
 - イ 役員に係る前号アに掲げる書類
 - ウ 役員に係る条例第4条第1号から第4号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

- (2) 成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。)及び民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村(特別区を含む。)の長の証明書
- (3) 法人にあつては登記事項証明書(商業登記法(昭和38年法律第125号)第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。)及び役員に係る前2号に掲げる書類
- (4) 未成年者(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。)にあつては金属くず商となることに関し、法定代理人から許可を受けていることを証する同意書等の書類

(心身の故障により業務を適正に実施することができない者)

第3条の2 条例第4条第8号の公安委員会規則で定める者は、精神機能の障害により金属くず商の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

別記様式第1号(第3条関係)

略
金属くず商許可申請書
略
和歌山県公安委員会 様
略

略

別記様式第3号(第5条、第14条関係)

略
金属くず商許可証等再交付申請書
略
和歌山県公安委員会 様
略

略

別記様式第4号(第6条、第14条関係)

略
金属くず商許可証等返納届
略
和歌山県公安委員会 様
略

略

別記様式第5号(第7条、第14条関係)

略
金属くず業変更届出(書換え申請)書

別記様式第1号(第3条関係)

略
金属くず商許可申請書
略
和歌山県公安委員会 殿
略

略

別記様式第3号(第5条、第14条関係)

略
金属くず商許可証等再交付申請書
略
和歌山県公安委員会 殿
略

略

別記様式第4号(第6条、第14条関係)

略
金属くず商許可証等返納届
略
和歌山県公安委員会 殿
略

略

別記様式第5号(第7条、第14条関係)

略
金属くず業変更届出(書換え申請)書

略
和歌山県公安委員会 様
略

略

別記様式第8号(第10条関係)

略
品 触 解 除 通 知 書
略
氏名又は名称 様
略

別記様式第9号(第11条第1項関係)

略
保 管 命 令 書
略
氏名又は名称 様
略

受 領 書
略
警察署長 様
略

別記様式第10号(第11条第2項関係)

略
保 管 命 令 解 除 通 知 書
略
氏名又は名称 様
略

別記様式第11号(第12条関係)

略
金 属 く ず 行 商 届
略
和歌山県公安委員会 様
略

略

略
和歌山県公安委員会 殿
略

略

別記様式第8号(第10条関係)

略
品 触 解 除 通 知 書
略
氏名又は名称 殿
略

別記様式第9号(第11条第1項関係)

略
保 管 命 令 書
略
氏名又は名称 殿
略

受 領 書
略
警察署長 殿
略

別記様式第10号(第11条第2項関係)

略
保 管 命 令 解 除 通 知 書
略
氏名又は名称 殿
略

別記様式第11号(第12条関係)

略
金 属 く ず 行 商 届
略
和歌山県公安委員会 殿
略

略

別記様式第12号を次のように改める。

別記様式第12号(第14条関係)

(表)

第
号

金属くず行商の証

住所

氏名

生年 月 日

主たる
行商地域

年月日交付

写真

押出しスナップ

年月日

和歌山県公安委員会 印

(裏)

異動事項	異動年月日	印
	・ ・	
	・ ・	
	・ ・	
	・ ・	
	・ ・	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、別記様式第1号、別記様式第3号から別記様式第5号まで及び別記様式第8号から別記様式第11号までの改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の和歌山県金属くず業条例施行規則（次項において「旧規則」という。）の規定によりされた手続その他の行為は、改正後の和歌山県金属くず業条例施行規則（次項において「新規則」という。）の相当規定によりされた手続その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際現に交付されている旧規則別記様式第12号による金属くず行商の証は、新規則別記様式第12号による金属くず行商の証とみなす。

和歌山県公安委員会規則第5号

法人登録及び駐車監視員資格者講習等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年11月26日

和歌山県公安委員会委員長 中野幸生

法人登録及び駐車監視員資格者講習等に関する規則の一部を改正する規則

法人登録及び駐車監視員資格者講習等に関する規則（平成17年和歌山県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「殿」を「様」に、

「

【役員関係】
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書
<input type="checkbox"/> 診断書

を

」

「

【役員関係】
<input type="checkbox"/> 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものに限る。）
<input type="checkbox"/> 診断書

に、

」

「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に、「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

別記様式第2号中「殿」を「様」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第3号中「殿」を「様」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に、「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

別記様式第4号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第5号及び別記様式第6号中「殿」を「様」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第7号中「殿」を「様」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に、「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

別記様式第8号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第9号及び別記様式第10号中「殿」を「様」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第11号中「殿」を「様」に、

※ 添 付 資 料	<input type="checkbox"/> 修了証明書又は認定書	を
	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本	
	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書	
	<input type="checkbox"/> 診断書	
	<input type="checkbox"/> 誓約書	
	<input type="checkbox"/> 写真2枚(うち1枚貼付)	

※ 添 付 資 料	<input type="checkbox"/> 修了証明書又は認定書	に、
	<input type="checkbox"/> 住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に掲げる事項(外国人にあつては、同法第30条の45に規定する国籍等)が記載されたものに限る。)	
	<input type="checkbox"/> 診断書	
	<input type="checkbox"/> 誓約書	
	<input type="checkbox"/> 写真2枚(うち1枚貼付)	

「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に、「認る」を「認める」に、「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

別記様式第12号から別記様式第16号までの規定中「殿」を「様」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、別記様式第1号から別記様式第16号までの改正規定(別記様式第1号、別記様式第3号、別記様式第7号及び別記様式第11号の改正規定にあつては、「殿」を「様」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第707号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、和歌山県立情報交流センター情報システム構築及び賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和元年11月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

- (1) 業務の名称
和歌山県立情報交流センター情報システム構築及び賃貸借
 - (2) 契約期間
契約締結日から令和7年3月31日(月)まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格
- この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。
- (1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。)第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。
この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)にあっては、構成員(代表者を含む。以下同じ。)のいずれについてもこの要件を満たす者であること。
 - (2) 入札公告の日から過去5か年の間に1の(1)に掲げる業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これらを誠実に履行した者であること。ただし、当該契約の契約期間が5年以上である場合は、入札公告の日から過去3か年の間に当該契約を誠実に履行した者であること。
コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。
 - (3) 次のアからエまでのいずれかに該当する担当技術者が2名以上所属する者であること。
コンソーシアムにあっては、上記の技術者が構成員のいずれかに属する者であること。
ア 技術士法(昭和58年法律第25号)第32条第1項の規定により情報工学部門又は電気電子部門(情報通信を選択科目として受験した者に限る。)の技術士の登録を受けた者
イ 通商産業大臣(カ)又は(キ)に係るものに限る。)又は経済産業大臣から次のいずれかの情報処理技術者試験の合格認定を受けている者
(ア) プロジェクトマネージャ
(イ) ネットワークスペシャリスト
(ウ) ITサービスマネージャ
(エ) システム監査技術者
(オ) 情報セキュリティスペシャリスト
(カ) テクニカルエンジニア(ネットワーク、システム管理又は情報セキュリティ)
(キ) システム運用管理エンジニア
ウ 経済産業大臣から情報処理安全確保支援士試験の合格認定を受けている者
エ 一般財団法人日本要員認証協会マネジメントシステム審査員評価登録センター(JRCA)が行う情報セキュリティマネジメントシステム(以下「ISMS」という。)審査員登録において、主任審査員又はエキスパート審査員の登録を受け、これを維持している者
 - (4) ISMS(JIS Q 27001:2014(ISO/IEC 27001:2013))の認証を取得している者であること。
コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。
 - (5) 和歌山県が示す仕様を満足する資格審査調書を提出した者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
なお、コンソーシアムにあっては、イからコまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。
ア 競争入札参加資格審査申請書
イ 業務概要調書
ウ 業務実績調書

- エ 役員等に関する調書
- オ 使用印鑑届
- カ 法人にあっては、登記事項証明書
- キ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書
- ク 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書
- ケ 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
- コ 誓約書
- サ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
- シ 2の（2）に掲げる契約を履行したことを証明する書類
- ス 2の（3）の要件を満たすことを証明する書類の写し
- セ 2の（4）の要件を満たすことを証明する書類の写し
- ソ 2の（5）に掲げる資格審査調書
- タ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

(2) (1) に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「（大分類）6情報処理（小分類）1システム調査・分析」、「（大分類）6情報処理（小分類）2システム開発・改良・運用・保守」及び「（大分類）6情報処理（小分類）3ハードウェア保守」のいずれかに掲載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって（1）のイからサまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1) のアからオまで、シからセまで及びチに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和元年11月26日（火）から同年12月6日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(5) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和元年11月29日（金）午前9時から同年12月6日（金）午後5時30分までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和元年12月2日（月）から同月9日（月）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあつては、令和元年12月9日（月）午後5時30分までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-2401

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e0204003@pref.wakayama.lg.jp

- 6 資格審査申請書類に使用する言語
資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。
- 7 資格審査の結果通知
資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により令和元年12月17日(火)までに通知する。
ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。
- 8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
 - (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求められることができる。
 - (2) (1)の説明は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(県の休日を除く。)以内に書面により求めるものとする。
 - (3) (2)の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。
 - (4) 説明を求めた者に対する回答については、(2)の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日(県の休日を除く。)以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第708号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、令和元年12月9日まで縦覧に供する。

令和元年11月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日
令和元年11月8日
- 2 名称
特定非営利活動法人WITH DOG
- 3 代表者の氏名
徳丸希和
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県和歌山市朝日326番地7
- 5 定款に記載された目的
この法人は、一般市民に対して、動物愛護に関する事業を行い、動物と人間の共生を推進することを目的とする。

和歌山県告示第709号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和元年11月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30722017 46	株式会社療創会	通所介護なかずリハビリテーションLAB	和歌山県田辺市下万呂 482-10	通所介護	令和 元. 10. 16	令和 7. 10. 15

和歌山県告示第710号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和元年11月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 東牟婁郡串本町鬮野川字野蔦坂ノ谷1528、1528の1(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第711号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。
令和元年11月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
田辺市(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第712号

令和元年和歌山県告示第603号(以下「告示第603号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容をかつらぎ町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。
令和元年11月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
岩本茂義
岡田行雄
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第603号のとおり

和歌山県告示第713号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和元年11月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

矢田ヶ谷地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から7号までを順次結んだ線及び標柱7号と標柱1号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	田辺市		中万呂	矢田ヶ谷	695番3	
2号	〃		〃	〃	807番12	
3号	〃		〃	〃	807番4	
4号	〃		〃	〃	〃	
5号	〃		〃	〃	〃	
6号	〃		〃	〃	〃	
7号	〃		〃	〃	809番1	

和歌山県告示第714号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和元年11月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3488	岩出市根来字大坪713番の一部、714番20の一部、751番1の一部	岩出市岡田389番地の1 紀北地所株式会社 代表取締役 山本康貴	令和 元. 11. 13	6.00 ┌ 6.49	59.33

和歌山県告示第715号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

令和元年11月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 埋立免許出願人

- (1) 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
- (2) 名称 和歌山県
- (3) 代表者住所 和歌山県和歌山市東高松四丁目6番7号
- (4) 代表者氏名 和歌山県知事 仁坂吉伸

2 埋立区域

- (1) 位置
和歌山県日高郡由良町大字小引字田子谷662番地及び無番地（道）の地先公有水面
- (2) 区域

【A工区】

次の各地点のうち、1の地点から12の地点までを順次に結んだ線及び12の地点と1の地点を結ぶ平成30年の秋分の満潮位（D.L.+1.974m）における公有水面と国有海浜地との境界線により囲まれた区域

【B工区】

次の各地点のうち、13の地点から18の地点までを順次に結んだ線及び18の地点と13の地点を結ぶ平成30年の秋分の満潮位（D.L.+1.974m）における公有水面と国有海浜地との境界線により囲まれた区域

【C工区】

次の各地点のうち、19の地点から22の地点までを順次に結んだ線及び22の地点と19の地点を結ぶ平成30年の秋分の満潮位（D.L.+1.974m）における公有水面と国有海浜地との境界線により囲まれた区域

【D工区】

次の各地点のうち、23の地点から26の地点までを順次に結んだ線及び26の地点と23の地点を結ぶ平成30年の秋分の満潮位（D.L.+1.974m）における公有水面と国有海浜地との境界線により囲まれた区域

【E工区】

次の各地点のうち、27の地点から29の地点までを順次に結んだ線及び29の地点と27の地点を結ぶ平成30年の秋分の満潮位（D.L.+1.974m）における公有水面と国有海浜地との境界線により囲まれた区域

基点（国土地理院四等三角点「黒山」）

北緯 33度58分37.6264秒

東経 135度05分40.5127秒

【A工区】

- 1の地点 基点から288度39分04秒 803.98mの地点
- 2の地点 1の地点から100度43分39秒 9.99mの地点
- 3の地点 2の地点から97度45分23秒 6.30mの地点
- 4の地点 3の地点から98度13分55秒 13.81mの地点
- 5の地点 4の地点から98度43分36秒 6.93mの地点
- 6の地点 5の地点から98度53分31秒 13.11mの地点
- 7の地点 6の地点から98度53分26秒 14.41mの地点
- 8の地点 7の地点から188度38分30秒 0.87mの地点
- 9の地点 8の地点から97度14分41秒 5.62mの地点
- 10の地点 9の地点から101度30分14秒 15.78mの地点
- 11の地点 10の地点から110度37分09秒 5.72mの地点
- 12の地点 11の地点から119度55分13秒 9.19mの地点

【B工区】

- 13の地点 基点から289度22分01秒 693.68mの地点
- 14の地点 13の地点から124度44分48秒 0.89mの地点
- 15の地点 14の地点から123度29分04秒 3.84mの地点
- 16の地点 15の地点から116度51分57秒 14.93mの地点
- 17の地点 16の地点から105度49分46秒 3.60mの地点
- 18の地点 17の地点から101度32分09秒 2.13mの地点

【C工区】

- 19の地点 基点から297度17分02秒 615.08mの地点
 20の地点 19の地点から0度57分03秒 4.32mの地点
 21の地点 20の地点から350度34分13秒 13.60mの地点
 22の地点 21の地点から344度03分27秒 3.61mの地点

【D工区】

- 23の地点 基点から299度44分37秒 635.84mの地点
 24の地点 23の地点から350度39分01秒 11.15mの地点
 25の地点 24の地点から6度38分57秒 11.26mの地点
 26の地点 25の地点から18度07分29秒 7.03mの地点

【E工区】

- 27の地点 基点から303度21分45秒 650.41mの地点
 28の地点 27の地点から34度56分03秒 10.32mの地点
 29の地点 28の地点から38度49分05秒 3.57mの地点

(3) 面積

429.15m²

3 埋立てに関する工事の施工区域

(1) 位置

和歌山県日高郡由良町大字小引字田子谷557番1、531番10、531番2、無番地(道)及び662番の地内並びに同所662番の土地に接する国有海浜地内及び同地先公有水面

和歌山県日高郡由良町大字小引字田子谷574番、577番及び無番地(道)の地内並びに無番地(道)の土地に接する国有海浜地内及び同地先公有水面

(2) 区域

【1工区】

次の各地点を順次に結んだ線及びラの地点とイの地点とを結んだ線により囲まれた区域

【2工区】

次の各地点を順次に結んだ線及びメの地点とムの地点とを結んだ線により囲まれた区域

基点(国土地理院四等三角点「黒山」)

北緯 33度58分37.6264秒

東経 135度05分40.5127秒

【1工区】

- イの地点 基点から289度08分58秒 820.37mの地点
 ロの地点 イの地点から96度25分27秒 10.00mの地点
 ハの地点 ロの地点から94度30分19秒 14.59mの地点
 ニの地点 ハの地点から97度29分01秒 20.31mの地点
 ホの地点 ニの地点から98度57分49秒 20.11mの地点
 ヘの地点 ホの地点から102度08分44秒 20.12mの地点
 トの地点 ヘの地点から104度22分27秒 24.30mの地点
 チの地点 トの地点から119度45分17秒 23.10mの地点
 リの地点 チの地点から90度50分51秒 17.50mの地点
 ヌの地点 リの地点から106度13分11秒 2.36mの地点
 ルの地点 ヌの地点から97度25分53秒 10.00mの地点
 ヲの地点 ルの地点から187度25分51秒 34.02mの地点
 ワの地点 ヲの地点から277度25分51秒 10.00mの地点
 カの地点 ワの地点から286度52分26秒 10.95mの地点

ヨの地点	カの地点から301度50分48秒	21.41mの地点
タの地点	ヨの地点から305度24分25秒	19.06mの地点
レの地点	タの地点から286度57分51秒	18.79mの地点
ソの地点	レの地点から270度29分26秒	20.17mの地点
ツの地点	ソの地点から279度42分54秒	19.97mの地点
ネの地点	ツの地点から285度08分53秒	20.09mの地点
ナの地点	ネの地点から274度21分48秒	14.32mの地点
ラの地点	ナの地点から276度25分27秒	10.00mの地点

【2工区】

ムの地点	基点から295度29分53秒	628.93mの地点
ウの地点	ムの地点から3度52分07秒	10.00mの地点
キの地点	ウの地点から13度43分53秒	3.03mの地点
ノの地点	キの地点から10度51分22秒	18.92mの地点
オの地点	ノの地点から354度24分26秒	24.51mの地点
クの地点	オの地点から6度43分53秒	27.64mの地点
ヤの地点	クの地点から39度49分34秒	24.41mの地点
マの地点	ヤの地点から39度36分17秒	8.93mの地点
ケの地点	マの地点から37度05分11秒	10.00mの地点
フの地点	ケの地点から127度05分12秒	20.92mの地点
コの地点	フの地点から217度05分12秒	10.00mの地点
エの地点	コの地点から216度49分05秒	8.83mの地点
テの地点	エの地点から210度39分33秒	18.91mの地点
アの地点	テの地点から185度48分01秒	17.61mの地点
サの地点	アの地点から180度29分35秒	18.66mの地点
キの地点	サの地点から161度49分54秒	20.70mの地点
ユの地点	キの地点から175度32分57秒	9.48mの地点
メの地点	ユの地点から183度52分07秒	10.00mの地点

(3) 面積

7,069.75m²

4 埋立地の用途

道路用地

5 公有水面埋立免許年月日

令和元年11月15日

公 告

入札公告

和歌山県立情報交流センター情報システム構築及び賃貸借に係る調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和元年11月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和元年度から令和6年度まで

(2) 業務の名称

和歌山県立情報交流センター情報システム構築及び賃貸借

(3) 業務の内容

和歌山県立情報交流センターの情報通信基盤である情報システムの構築及び必要な機器等の賃貸借

(4) 業務担当部局

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

(5) 業務の期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和元年和歌山県告示第707号に規定する和歌山県立情報交流センター情報システム構築及び賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

(2) 期間

令和元年11月26日（火）から令和2年1月6日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後5時30分まで

4 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 交付された入札説明書及び仕様書に対して質問がある者は、令和元年11月29日（金）午前9時から同年12月6日（金）午後5時30分までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館5階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室

イ 入札日時

令和2年1月7日（火）午後2時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、令和2年1月7日（火）午前9時30分までに和歌山県企画

部企画政策局情報政策課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のいずれかが納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のいずれかが納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。
- 11 契約書の要否
要
- 12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否
否
- 13 その他
- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- ア 名称
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
- イ 所在地
和歌山市小松原通一丁目1番地
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2401
ファクシミリ番号 073-428-1136
電子メールアドレス e0204003@pref.wakayama.lg.jp
- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。
- 14 Summary
- (1) Nature and quantity of the services to be required :
Construction of information system and lease of equipment in the Wakayama Prefectural Information Exchange Center ; 1 Complete System
- (2) Date and time for tender :
2:00 p.m. 7 January 2020 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 7 January 2020)
- (3) Contact point for the notice :
Information and Communications Policy Division, Wakayama Prefectural Government,
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan
TEL 073-441-2401
FAX 073-428-1136
e-mail e0204003@pref.wakayama.lg.jp

都市計画の図書の写しの縦覧公告

田辺市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年11月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 都市計画の種類及び名称
田辺都市計画道路(3・5・9号扇ヶ浜大戸線)
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課